



令和 2 年 4 月 9 日

報 告

4 月 随 時 会 議

常 総 市

報告第24号

専決処分事項の報告について

下記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項指定に基づき、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年4月9日

常総市長 神 達 岳 志

記

常総市税条例等の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項指定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

常総市長 神 達 岳 志

記

常総市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

常総市長 神 達 岳 志

常総市条例第10号

常総市税条例等の一部を改正する条例

（常総市税条例の一部改正）

第1条 常総市税条例（昭和33年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第37条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第49条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第55条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、

「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第55条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の一項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第62条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第62条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第75条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第75条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合におけ

る当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第76条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第99条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第101条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第101条第1項中「第99条第2項」を「第99条第3項」に改める。

第124条第6項中「第55条第6項」を「第55条第7項」に改める。

附則第8条、第9条、第9条の3及び第11条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第12条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第3

3項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第12条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第12条の2第27項を同条第26項とする。

附則第19条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第25条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(常総市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 常総市税条例等の一部を改正する条例(令和元年常総市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、常総市税条例第26条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第1条第3号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の常総市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第55条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第55条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第75条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の

地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（常総市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 常総市税条例の一部を改正する条例（平成27年常総市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（常総市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 常総市税条例等の一部を改正する条例（平成28年常総市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第5条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第6条 常総市税条例等の一部を改正する条例（平成29年常総市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第7条 常総市税条例等の一部を改正する条例（平成30年常総市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第8条 常総市税条例等の一部を改正する条例（平成31年常総市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2条及び第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

報告第25号

専決処分事項の報告について

下記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項指定に基づき、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年4月9日

常総市長 神 達 岳 志

記

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項指定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

常総市長 神 達 岳 志

記

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

常総市長 神 達 岳 志

常総市条例第11号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険税条例（昭和34年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国

民健康保険税について適用し，令和元年度分までの国民健康保険税については，
なお従前の例による。

報告第26号

専決処分事項の報告について

下記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項指定に基づき、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年4月29日

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 損害賠償の額を定め和解することについて
- 2 損害賠償の額を定め和解することについて
- 3 損害賠償の額を定め和解することについて

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による市長の専決処分事項指定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月10日

常総市長 神 達 岳 志

記

損害賠償の額を定め和解することについて

市道上における自動車の物損事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 損害賠償の額

10,494円

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 和解の要旨

- (1) 常総市は、車両損害額金34,980円のうち市の過失割合を3割と認め、金10,494円を相手方に支払うものとする。
- (2) 本件示談のほか、常総市及び相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 事故の状況

令和元年12月13日午後10時頃、相手方の運転する乗用車が、孫兵エ新田地内の市道2-0109号線を時速40キロメートル程度の速度で走行していたところ、道路舗装の欠損により脱落し、左前ホイール及びタイヤを損傷した。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による市長の専決処分事項指定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

常総市長 神 達 岳 志

記

損害賠償の額を定め和解することについて

市道上における自動車の物損事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 損害賠償の額

15,003円

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 和解の要旨

- (1) 常総市は、車両損害額金50,010円のうち市の過失割合を3割と認め、金15,003円を相手方に支払うものとする。
- (2) 本件示談のほか、常総市及び相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 事故の状況

令和2年3月11日午後5時30分頃、相手方の運転する乗用車が、三坂新田地内の市道1-0104号線を時速60キロメートル程度の速度で走行していたところ、道路舗装の欠損により脱落し、左前タイヤを損傷した。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による市長の専決処分事項指定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

常総市長 神 達 岳 志

記

損害賠償の額を定め和解することについて

市道上における自動車の物損事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 損害賠償の額

10,940円

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 和解の要旨

- (1) 常総市は、車両損害額金36,465円のうち市の過失割合を3割と認め、金10,940円を相手方に支払うものとする。
- (2) 本件示談のほか、常総市及び相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 事故の状況

令和2年3月12日午後11時頃、相手方の運転する乗用車が川崎町地内の市道1-0104号線を時速50キロメートル程度の速度で走行していたところ、道路舗装の欠損により脱落し、左前タイヤを損傷した。